令和3年度第3回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日:令和3年5月18日

担当部・課:産業部商工課[内線3520]

① 件 名

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(延長分)の支給について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

宮城県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、仙台市を対象として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を適用したほか、仙台市以外の市町村における飲食事業者に対しては、令和3年4月5日から5月6日の期間における営業時間の短縮を要請していたところ、今般、要請期間が延長され、5月6日から12日も対象になったことから、当該期間についての協力金を支給する。

【目的】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の要請に応じて営業時間を短縮した事業者等に対して協力金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、県民生活及び県民経済の混乱を回避する。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和3年4月 新型コロナウイルス感染症対策に係る市町村長会議 宮城県記者発表

⑤ 主な内容

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請に応じた事業者に対して、協力金を支給する。

1 対象事業者

食品衛生法の営業許可を取得している者のうち、従来の営業時間が要請範囲外の時間帯で営業している「接待を伴う飲食店」及び「酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)」

2 対象要件

- ・令和3年5月5日以前に事業を開始していること
- ・営業の実態がある飲食事業者であること
- ・県からの要請に応じて、対象期間(令和3年5月6日から5月12日まで)全日において、営業時間短縮を行うこと
- 3 支給額 120千円 (1施設・1日当たり20千円×6日間)

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

県の営業時間短縮の要請に対し事業者の協力が得られ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止が図られる。

【市財政への負担】

令和3年度事業費:150,360千円 (1,253事業所 × 120千円)

※事業者数は県の飲食業営業許可の件数であり、実績は約6割程度を見込んでいることから、既 決予算(1,553,720千円)の執行残において対応する。なお、全額「宮城県新型コロ ナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業(令和3年5月6日要請延長分・仙台市以外)補助 金」を充当する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

仙台市を除く県内市町村で実施予定

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

【要綱制定・周知等について】

令和3年5月 石巻市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(延長分)交付要綱の制定 市ホームページ等により周知 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(延長分)交付申請受付開始 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(延長分)交付開始

9 その他